

押蕃使の設置について

唐玄宗期における対異民族政策の転換

村井 恭子

はじめに

唐における道や府州県からなる実効統治領域（内地）の周縁部（辺境）には、地理的・歴史的等の諸条件を異にし、唐とさまざまな関係にある異民族が多数存在した。唐はその条件にあわせて、冊封や朝貢関係の取り結び・羈縻州化・公主降嫁などの政策を、単一あるいは複合的に用いて異民族を自らの影響下に置こうとした。そのうちとくに唐代に特徴的なのは、服属異民族を唐の府（都督府）や州県に編成して統治する羈縻州化であり、それは名分的関係である冊封や朝貢関係などと比べ、より直接的な支配を及ぼすことができた。⁽¹⁾ただし、羈縻州が設置された地域は、唐の領域内に含まれるものの、異民族社会が温存された点で、唐に敵対する外部勢力と内地との間の中間的な性格をもつ地帯であったといえる。また、その地帯を構成する各羈縻州は、勢力の大きさや唐との親密度がそれぞれ異なっていた。⁽²⁾唐はこれらの羈縻州を兵力源・防衛地帯として利用した。⁽³⁾

ところで、押蕃落使や押党項部落使等の名称の使職（本稿ではこれらを押蕃使と総称する）が、玄宗開元（七一三—七四二）初頭に羈縻州が設置された辺境地域のとくに内地近辺においてにわかに出現する。と同時に、そのような使職を節度使が兼領するという現象が現れる。その開元初頭は、唐の辺境では、太宗・高宗期に機能していた都護府・辺州都督府を羈縻州統治の要とする羈縻州体制が崩壊して、⁽⁴⁾節度使体制へと変化するとされる時期にあり、押蕃使設置はこの変化や、広く唐の辺境・異民族対策のありかたに関わる政策であることが予想されるのである。

さて、押蕃使については張国剛氏と黎虎氏の研究がある。⁽⁶⁾張国剛氏は唐の軍事制度上の異民族兵（蕃兵）の考察において、辺境節度使の多くが押蕃落使という使職を帯びたことから、都護府下の羈縻州制度が衰退して節度使体制が成立した後、この押蕃落使をもって辺境藩鎮が蕃兵を管理・利用していたことを推測する。⁽⁷⁾一方、黎虎氏は、押蕃使設置の事例を詳細に跡づけたうえで、押蕃使を主として朝貢管理・貢献の取り次ぎ・異民族情勢の報告・過所管理の四つの職掌をもつ外交事務管理の職とみなす。そして設置初年が開元四年（七一六）であること、押蕃使が辺境の都督など辺防の軍事単位によって兼領され、その多くが節度使であったこと、また内地や東南沿岸には設置されなかったこと、官印及び副使・判官・巡官といった幕職官が存在したことなどを明らかにした。⁽⁸⁾しかし、黎虎氏は押蕃使に関して羈縻州との関係にはふれていない。また張国剛・黎虎両氏の押蕃使に対する見解は異なるものの、両氏ともに、辺境藩鎮に設置された押蕃使についての考察を主とし、それ以前における設置の意義についてはほとんど考察していない。これらは大きな欠陥とせざるをえない。

なぜなら、既に述べたように、押蕃使出現と羈縻州体制の崩壊（以下「崩壊」とが時期的にはほぼ一致する状況か

らみて、この両者は密接に関係するとみられるのであり、押蕃使の問題は、羈糜州の経営のありかたに関連させてはじめてその本質を認識できると考えられるからである。従来、「崩壊」以後の羈糜州経営は節度使の発展史に付随して説明されることが多かったが、こう考えると、むしろ、押蕃使に焦点をあわせるべきであることも自ずと明らかになるだろう。

以上から本稿では、押蕃使の成立過程を検証することを通じて、押蕃使と羈糜州との関係を明らかにし、「崩壊」以後における唐の羈糜州経営への対応を再検討する。そして「崩壊」による唐の対異民族政策の変化の一端を明らかにしたい。

なお、本稿で用いる表について、表1は押蕃使を含め、安史の乱以前から設置がみられる羈糜州など異民族に関する使職の設置状況を示したものである。表2は藩鎮における押蕃使設置の状況を示したものである。

一 押蕃使の設置とその意義

黎虎氏は開元四年（七一六）をもって、押蕃使設置の嚆矢とするが、唐に内徙した吐谷渾王族の墓誌⁽¹⁰⁾のひとつ甘肅省武威県出土の慕容明の墓誌銘⁽¹¹⁾によれば、

唐押渾副使忠武將軍右監門衛中郎將員外置同正員檢校闡甄府都督撰左威衛將軍借紫金魚袋代樂王上柱國慕容明墓誌銘

王諱明、字坦、昌黎鮮卑人也。粵以唐永隆元年（六八〇）歲次庚辰七月廿七日生於靈州之南衙。年五歲、以本

押蕃使の設置について 村井

表 1 安史の乱までにみえる服属異民族関連使職

No	史料記述年(元号・西暦)	服属異民族関連使職	被任命者	所在	地方官	主要兼任職	出典	備考
1	(開元 2 項)	(714)	安撫朔方諸蕃部落使	王佈實	豊州(九原郡)	九原太守	全369	新旧の伝では開元2 戦死。
2	開元 2	714	督察九姓部落使	楊執一	涿州都督	豊安軍使 河西節度使	英895、会78	新67では景雲元年に河西節度使兼任とする。
3	開元 4	716	押蕃落使	薛泰	(豊州近辺?)	將軍	新219	
4	(開元 4 項)	(716)	処置降戸使	楊執一	勝州	檢校勝州都督	英895	
5	開元 4	716	安撫河東関内隴右諸蕃部落使	親王李嗣直	安北大都護		会78、通211	暹領。旧の増徳太子景伝では「安西大都護」。
6	開元 4	716	(安撫)河西四鎮諸蕃落使	陝王李嗣昇	安西都護府	安西大都護	旧10、通211、 会78	暹領。No.5 から、「安撫河西四鎮諸蕃落使」が正式名称か。
7	開元 6	718	押蕃使	薛泰	(豊州近辺?)		冊992	
8	開元 8	720	管内諸蕃使	許欽瑛	營州	平盧軍節度使	新66、会78	新は開元7 とする。
9	開元15	727	九姓使	王君奐	涿州	河西節度使	英907	
10	(開元15)	(727)	九姓使	蕭崇	涿州	判涿州都督	英876	暹領。旧の蕭崇伝より開元15 とする。
11	(開元中期?)		檢校渾部落使	白知節	靈州	判靈州都督	全30	
12	開元16	728	檢校渾部落使	(信安王李韓)	靈州	朔方節度使	新64	通213より、被任命者を当時朔方節度使だった信安王李韓とする。
13	開元18	730	部落使	慕容曦光	靈州	朔方節度副使	慕容曦光墓誌	夏席「武威唐代吐谷浑慕容氏墓誌」(『歴史語言研究所集刊』第20上、1947年) 所収。
14	(開元24)	(736)	押諸蕃部落使	牛仙客	靈州	朔方節度使	英399	のち暹領。会78・新64は開元20 とする。新旧の牛仙客伝より開元24 とする。
15	(開元24項)	(736)	九姓使	崔希逸	涿州	判涿州事	英406、452	暹領。
16	開元26	738	九姓使	李林甫	涿州	判涿州事	詔52	
17	開元26	738	押諸蕃部落使	忠王李璣	靈州	單于大都護 判朔方軍節度使	詔28	暹領。
18	開元28	740	押阿蕃(及)渤海黑水等四府降路処置使	王斛斯	營州	平盧軍節度副使	新66、会78	

19	開元29	741	押問蕃勅黑木四府総領使	安祿山	營州	營州刺史	平盧軍節度使	曰9	
20	(開元末期?)		押蕃渾使	慕容暉皓	(靈州?)			『慕容暉皓墓誌』	『陝唐五代墓誌匯編』陝西卷第4冊(天津古籍出版社、1991年)所収。
21	開元28 or 天宝3	740 or 744	受項使	吳從衆	廣州(安化郡)	廣州刺史 (安化郡太守)		『嘉泰吳興志』14	項使とするが、引用の左文質『吳興統記』では天宝3・安化郡太守とすることから、營州は靈州の誤りとみなす。
22	開元末～天宝初		新羅渤海諸蕃使	王惟忠	登州	登州刺史		『王暉墓誌』(『每齋藏石記』131)	通215より王惟と推定。
23	(天宝1頃)	(742)	九姓使	(王惟)	涼州	判武威郡事	河西節度使	英648	
24	天宝9	750	押西蕃渤海墨(黒)水等四府節度使置使	安祿山	幽州	范陽大都督府長史・橛城郡太守	范陽節度使	冊129	平盧軍節度使も兼任。
25	(天宝10)	(751)	押諸蕃部蕃使	李林甫	靈州	安西大都護	朔方節度使	冊329、昭52	通領、昭52では開元24に繁年。旧の李林甫伝より天宝10とする。
26	天宝10	751	押吐蕃受項使	臧希莊	銀州	銀川郡都督		『臧希亮夫妻合祔墓誌』	『陝唐五代墓誌匯編』陝西卷第4冊所収。
27	至徳1	756	押西蕃渤海墨木四府総領使	劉客奴(正臣)	營州	柳城郡太守	平盧軍節度使	曰145	
28	乾元1	758	押蕃落使		鎮北大都護府(單于都護府)		振武節度使	新64	
29	上元1	760	押諸蕃部蕃使	郭子儀	靈州	靈武大都督府長史・單于鎮北大都護	朔方節度使	冊129	
30	広徳2	764	押諸蕃部蕃使	僕固懷恩	靈州	靈武大都督府長史・單于鎮北大都護	朔方節度使	曰11、冊164	節度使任命は宝徳1(769)。

註：①史料記述年において()を付すものは、他史料より推定したことを示す。②服属異民族関連使職は長官のみをあげ、副使、判官等は省略した。③出典については、『唐会要』を「会」、『旧唐書』を「旧」、『新唐書』を「新」、『唐大詔令集』を「詔」、『文苑英華』を「英」、『冊府元龜』を「冊」、『資治通鑑』を「通」、『全唐文』を「全」と省略した。

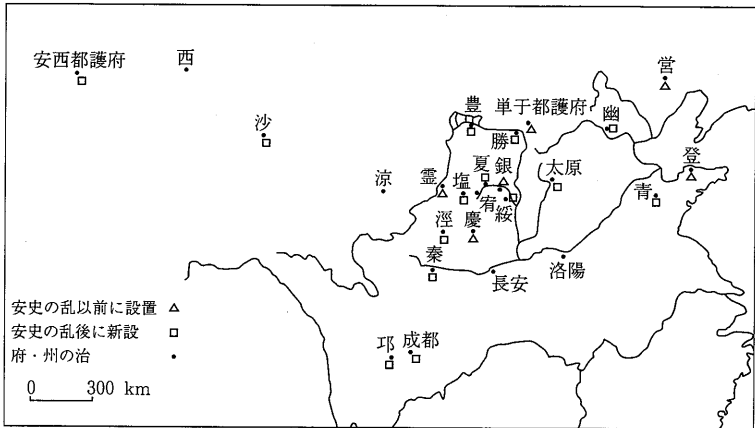
表 2 藩鎮における押蕃使設置

No	史料初出年(元号・西暦)	藩鎮	治所	押蕃使	継続	出典	備考
1	(開元24)	朔方節度使	靈州	押蕃諸部落使	○	会78	会78および新64は開元20初出。新旧の牛仙客伝より開元24と訂正。
2	(乾元1)	振武節度使	鎮北大都護府 (車子都護府)	押蕃落使	○	英454	乾元1節度使設置(朔方より分置)。
3	永泰1	平盧淄青節度使	青州	押新羅渤海河蕃使	○	日124、新65	
4	大曆2	安西四鎮節度使?	安西大都護府	五十七蕃使	新67		
5	(大曆3頃)	幽州節度使	幽州	押奚契丹河蕃使	○	英408	
6	貞元3	夏綏銀節度使	夏州	押蕃落使	○	新64	貞元3節度使設置(朔方節度使より分置)。
7	貞元9頃	劍南西川節度使	成都府	統押近界羌(諸蠻)及西山八國使	○	日197、通234	通234は貞元10年、会78・新67は貞元11初出。冊73・会78・新67は「統押近界諸蛮及西山八國使」。定辺軍節度使設置期間は押蕃使兼びず。
8	元和9	天德軍都団練防禦使	豊州	押蕃落使	○	日15	貞元12天德軍都団練防禦使設置(朔方より分置)。
9	長慶1	河東節度使	太原府	押北山諸蕃使	新65		
10	大中9	澤原節度使	涇州	押蕃落使	○	日163	
11	大中11	塩州防禦使	塩州	押蕃落使		日18下	
12	(咸通4)	天德軍節度使	秦州	押蕃落使		英453	新67では咸通5初出。前身の秦成河州経略使のとき押蕃落都使を領す(大中6)。
13	咸通8	定辺軍節度使	邛州	統押近界諸蛮使		新67	咸通8～11節度使設置(劍南西川より分置)。
14	(大順初頃)	河西防禦使	沙州?	押蕃落使		英409	
15	光化3	帰義軍節度使	沙州	押蕃落使	○	日20上	

註：①史料初出年において()を付すものは、他史料より推定したことを示す。②継続の項では、他史料により押蕃使の設置が2例以上確認できるものに○を付した。

③出典は表1にしたがって略称を用いた。

押蕃使配置図



押蕃使の設置について

村井

番号代楽王。……至景雲二年（七一）三月卅日、勅撰左屯衛將軍借紫金魚袋、仍充押渾副使。……以大唐開元廿六年（七三八）十一月十三日薨於本衙、春秋五十有九、歸葬於涼州先塋。【史料A】

とあり、開元四年（七一六）に先んずる景雲二年（七一）に慕容明が「押渾副使」に任命されている。これは、吐谷渾を対象とする押蕃使の副使と考えるべきであり、従って押蕃使は少なくとも景雲二年（七一）には設置されていたことになる。

この慕容明なる人物は前掲史料Aによれば、生地が靈州、先塋が涼州であり、「以本番号代楽王」とあることからみて、高宗龍朔三年（六六三）に吐蕃によって併呑された吐谷渾から、涼州に逃れて咸亨三年（六七二）靈州に安置された可汗慕容諾曷鉢の一派の後に違いない。すなわち、吐谷渾の王族がこの景雲二年（七一）に押渾副使に任命されているのであり、その職を以後開元二十六年（七三八）の死まで、靈州で帯びていたのである。

次に、陝西省西安市出土の慕容曦皓の墓誌銘をみたい。

唐故大同軍使雲麾將軍左武衛大將軍寧朔開國伯慕容公墓誌銘并序……

公諱曦皓，字曦皓，京兆長安人。故屬昌黎，僻在遼右。……公即弘化公主曾孫、姑藏郡主次子。曾祖□，大父忠、烈考宣超，世襲可汗，為靺鞨國王，威以忠順顯名。……及君之身，虔奉成構，少以強蔭補千牛備身，授尚舍直長。于時，西戎為國□敵，勢傾山海，蕃邦病之。附落請公追繼前緒，制授押蕃渾使。……累轉左武衛大將軍、大同軍使。……以宝応元年（七六二）九月十二日、遭疾終于任，春秋五十五。【史料B】

この慕容曦皓は、兩『唐書』吐谷渾伝によれば、上述の諾曷鉢の後、可汗位が忠・宣超（旧唐書）では趙・曦皓・兆と世襲され、貞元十四年（七九八）に復が立ち、その死去によつて可汗襲号がおわたつたとあり、諾曷鉢の直系の子孫で可汗となつた人物である。そして上記史料Bに示されるように、「押蕃渾使」に任命されている（表1 No.20）。この「押蕃渾使」もまた、吐谷渾を対象とする押蕃使と考えられる。彼は皇宮の宿衛官である千牛備身に任じられていることからすれば、しばらくは長安に居住しており、その後部落の要請をうけて可汗となり、その際唐は彼を「押蕃渾使」に任命したことがわかる。

さらに、武威県出土の慕容曦光の墓誌銘¹⁴には、

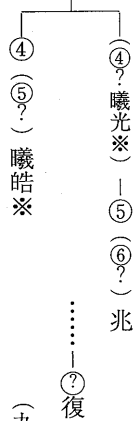
大唐故朔方軍節度副使兼知部落使金紫光祿大夫行光祿卿員外置同正員五原郡開國公燕王上柱國慕容曦光墓誌銘
王諱曦光，字晟，昌黎鮮卑人也。粵以周載初元年（六九〇）歲次戊寅七月八日生於靈州之南衙。年甫三歲，以本蕃嫡孫号觀樂王。年十歲以本蕃嫡子号燕王。……至開元十八年（七三〇）勅差充朔方軍節度副使。以大唐開

元廿六年（七三八）七月廿三日薨於本衙。其年閏八月五日贈持節涼州都督。歸葬涼州。【史料C】

とあり、銘題にみえるように「部落使」を兼領している(表1 No.13)。曦光は「本蕃嫡孫」や「本蕃嫡子」とあり、可汗の直系の子孫で、後継者と目されていた人物だったと推定できる。夏竦氏は曦皓の兄弟ではないかと指摘している。⁽¹⁵⁾開元十八年(七三〇)には朔方軍節度副使という重職についていることから、部落では相当の実力者であったと思われる。

両「唐書」をはじめ、史書では、管見の限り慕容曦光の名をみることはできない。しかし、彼の妻の墓誌銘⁽¹⁶⁾には、「嗣子右金吾衛泌(泌?)州安樂府果毅都尉兆」とある。しかも曦皓の墓誌銘には、両「唐書」でその後を継いだことになっている兆の名はない。このことから、前述の両「唐書」吐谷渾伝で曦皓の子であり次に可汗となったとされる兆は、実のところ、曦光の子だったのであり、史書は曦光と曦皓を混同したとみられる。さらに、可汗となった曦皓は、前掲史料B中では父の代までとは違って、唐から正式な冊封をうけた形跡がみられない。そして墓誌銘では曦光・曦皓は、五原郡開国公・寧朔郡開国公の爵号をそれぞれ授与されているが、それらを比べれば曦光の方が高い爵位をうけているのである。以上から、宣超と曦皓の間で曦光が可汗に立っていた可能性が高い。曦光が十七歳のときに曦皓が生まれるが、前掲史料Bによれば、曦皓は部落に要請されて可汗となり、長安から靈州に戻ったとみられることから、宣超死去ののち、曦皓が可汗となるまでの間、曦光が靈州において部落を率いていたのではないだろうか。彼は四十九歳の若さで死去しているが、あるいはこのことで曦皓に靈州に戻るよう、部落が要請したのかもしれない。これらをふまえ、靈州安置後の吐谷渾可汗慕容氏の系図を示すと次のようになるだろう。

①諸曷鉢―②忠―③宣超(趙)



(丸数字は可汗即位順序。※は押蕃使被任命者。)

曠光の「部落使」については、明の「押渾副使」(史料A)、曠皓の「押蕃渾使」(史料B)という実例と、後掲史料Gにみられる党項の「押党項部落使」の例から考えると、「押渾部落使」という名称であったと思われる。そして少なくとも、開元二十六年(七三八)以前、曠光はこの使職を帯びていたのである。

ところで、可汗位と押蕃使の関係について注目すべき史料がある。『旧唐書』卷一九四下突厥伝下には、

……及討平(阿史那)賀魯、乃冊立(阿史那)弥射為興昔亡可汗兼右衛大將軍・崑陵都護、分押賀魯下五咄六部落。(阿史那)步真授繼往絶可汗兼右衛大將軍・濛池都護、仍分押五弩失畢部落。因下詔曰自西蕃權乱、三十余年。……賀魯父子既已擒獲、諸頭部落須有統領。卿早歸闕庭、久參宿衛、深感恩義、甚知法式、所以冊立卿等各為一部可汗。但諸姓從賀魯、非其本情、卿等纔至即降、亦是赤心向國。卿宜与盧承慶等準其部落大小・位望高下・節級授刺史以下官。【史料D】

とある。⁽¹⁷⁾すなわち、唐より独立し、反旗を翻していた西突厥阿史那賀魯を、高宗顯慶二年(六五七)に唐は討伐したのち、賀魯の配下にあった西突厥の十姓部落に対して、朝廷に宿衛させていた西突厥王族の阿史那弥射と步真とをそれぞれ可汗に冊立し、崑陵・濛池の二つの都護府を設けて彼らをそれぞれの都護に任命し、さらに十姓部落を五咄六部落と五弩失畢部落とに分けて羈縻州を設置し、彼らに「押」させたという。

史料中の詔には、「諸頭部落須有統領」とあり、唐は彼らを部落を統べ治める存在として派遣し、また「亦是赤心向国」とあるように、部落が唐に対し忠誠をつくすようにしむけようとした。そして突厥伝はこれに続けて、

則天臨朝、十姓無主数年、部落多散失。垂拱（六八五―六八八）初、遂擢授弥射子左豹韜衛翊府中郎将元慶為左玉鈴衛將軍兼崑陵都護、令襲興昔亡可汗、押五咄六部落。步真子斛瑟羅為右玉鈴衛將軍兼濛池都護、押五弩失畢部落。

と、則天武后のときに弥射と步真の死後、唐は彼らの子に地位を世襲させて、同様に十姓部落を「押」させたことを伝えている。

この西突厥の例で部落を「押」したのが可汗であったことと、吐谷渾の可汗が押渾部落使を帯びていたこととは対応する。すなわち、服属異民族の首長をもってその配下の部落を統治させることを「押」するといったのであり、さらにその「押」することは世襲されていた。この異民族首長が自らの部落を「押」するという任務を使職化したものが本来の押蕃使だったのである。

二 押蕃使の転換

(一) 唐中央からの派遣

表1をみる限りでは、開元年間（七二二―七四二）から押蕃使には漢人も用いられ、唐中央からの派遣が増加したことがわかる。黎虎氏が設置の嚆矢として指摘した開元四年（七一六）の押蕃使は表1 No.3の薛泰であり、彼は唐

中央から派遣された押蕃使の嚆矢だったのである。

『新唐書』卷二一九契丹伝では、突厥默啜可汗の死後、奚・契丹が唐に内附したときの処置に関して、

後二年（開元四年（七一六）⁽¹⁸⁾）、与奚長李大酺皆来、詔復置松漠府、以（李）失活為都督、封松漠郡王、授左金吾

衛大將軍。仍其府置靜析軍、以失活為經略大使、所統八部皆擢其酋為刺史。詔將軍薛泰為押蕃落使、督軍鎮撫。

【史料E】

とあり、玄宗は、契丹に対して松漠都督府を設置し、その首長であった李失活を都督に任命し、郡王などの官爵を与えた。そして配下の八部落に対して羈縻州を設置し、李失活に統括させた。これは羈縻州設置の典型例である。

このとき奚にも饒楽都督府を設置し、首長の李大酺を都督として契丹と同様の措置を行った。⁽¹⁹⁾ 上記史料Eでは、続けてこの羈縻都督府と州の設置に際して、將軍の薛泰を押蕃落使に任命し、これらを「督軍鎮撫」させたことが記されている。

そもそも、奚・契丹の羈縻都督府を管理していた営州都督府は柳城に置かれていたが、⁽²⁰⁾ 則天武后期に契丹李尽忠の反乱によつて陥落し、それ以後幽州管内の漁陽に僑置されていた。この奚・契丹の内附をうけ、営州都督府は開元五年（七二七）⁽²¹⁾ に柳城に復置されることとなった。つまり、薛泰が押蕃落使に任命されたとき、営州都督府はまだ幽州管内にあり、奚・契丹統括の任務を充分にはたせず、よつて玄宗はその機能を押蕃落使という使職に担わせ、薛泰をそれに任命して奚・契丹の居住地に派遣したと考えられる。⁽²²⁾

営州都督府が柳城に復置されたのちも、表1 No.7にみられるように、開元六年（七二八）時点で薛泰は依然とし

て押蕃落使の任についていた。彼は開元八年（七二〇）には安東都護となつており、⁽²³⁾それまで押蕃落使を帯びていたと思われる。營州都督府復置後も彼が押蕃落使を帯びていた理由は、『旧唐書』卷一八五下宋慶礼伝に、

開元五年（七二七）、奚・契丹各款塞歸附、玄宗欲復營州於旧城、……俄拜慶礼御史中丞、兼檢校營州都督。開元五年（七二七）、奚・契丹各款塞歸附、玄宗欲復營州於旧城、……俄拜慶礼御史中丞、兼檢校營州都督。開元五年（七二七）、奚・契丹各款塞歸附、玄宗欲復營州於旧城、……俄拜慶礼御史中丞、兼檢校營州都督。開元五年（七二七）、奚・契丹各款塞歸附、玄宗欲復營州於旧城、……俄拜慶礼御史中丞、兼檢校營州都督。開元五年（七二七）、奚・契丹各款塞歸附、玄宗欲復營州於旧城、……俄拜慶礼御史中丞、兼檢校營州都督。

とあり、復置された營州都督府が倉廩・戸口などを充実させ、その機能を回復するには数年かかったという例からみて、營州都督府の羈縻州統治機能を補完するためだったのであろう。

また薛泰の押蕃落使任命と同時期に、押蕃使ではないが、勝州において処置降戸使の設置がみられる。上記の奚・契丹同様、默啜可汗の晩年の失政、その死去によつて突厥部落が投降してきたため、玄宗は涼州都督であつた楊執一を檢校勝州都督とし、処置降戸使を兼ねさせた（表1No.4）。

このときの状況について石見清裕氏は、開元四年（七二六）に突厥部落が投降してきた際、唐はそれらを部落を単位として在地諸州の統督下に置くという措置をとつたこと、そしてこのような措置は、開元戸部格殘卷と目されるスタイン一三四号文書から、既に天武後の垂拱元年（六八五）よりはじまっていたと述べ、そして本来ならば、羈縻州を統括すべき単于都護府の機能がはたされていなかったことを指摘する。⁽²⁴⁾すなわち、玄宗が楊執一を処置降戸使に任命し、突厥部落を統治させた背景には、単于都護府の機能不全という状況があつたのである。

表1No.2の涼州都督・河西節度使の督察九姓部落使兼領は開元二年（七一四）、⁽²⁵⁾上記薛泰の押蕃落使、楊執一の処置降戸使の二例は、開元四年（七二六）頃であることからすれば、唐中央派遣の人物に対する服屬異民族関連使職

任命は、默啜可汗死去前後の突厥国内の混乱に起因するとみられる。玄宗が都護府・辺州都督府の機能不全に対して、唐中央派遣人事による押蕃使などの服属異民族関連の使職を設置したことは注目すべきだろう。

ここで薛泰の任務についてみたい。この内附以前の奚・契丹は突厥の配下であり、唐にしばしば侵攻していた。この状況から、唐には奚・契丹が再び離反することを防ぐ必要があったことが推測できる。また、『冊府元龜』卷九九二外臣部備禦五には、玄宗が契丹の大臣可突于に与えた書を掲載しており、

〔開元六年（七一八）六月己丑、松漠郡王失活卒、降書於契丹衙官靜柝軍副大使可突于曰……近得押蕃使薛泰表云、突厥殺兒到大洛揚言、万衆欲抄兩蕃。左手有急、右手不助、既在一身、得其自勉力捍、時須覺察、審防姦詐。〕〔史料F〕

と、薛泰が押蕃（落）使として上表を行つてゐる。これらのことから、薛泰は奚・契丹の押蕃落使として羈縻都督府・州が唐から離反しないよう監視し、朝廷へその動靜を報告していたと考えられる。

史料Fでは、続けて可突于に対し「動靜与宋慶礼等籌度、勿失事理。」とあり、営州都督であつた宋慶礼等とはかつて行動するように命じてゐる。おそらくこのときは薛泰と宋慶礼が共同で監督してしたのであり、とりわけ薛泰は専職として現地へ赴き、監視等のより実質的な任務にあたつていたとみられる。

また安史の乱直後の押蕃使設置の例をみれば、『新唐書』卷二二一上党項伝では、

先是、慶州有破丑氏族三・野利氏族五・把利氏族一、与吐蕃姻援、贊普悉王之、因是擾辺凡十年。（郭）子儀表工部尚書路嗣恭為朔方留後、将作少監梁進用為押党項部落使、置行慶州。且言、党項陰結吐蕃為變、可遣使

者招慰、芟其反謀、因令進用為慶州刺史、嚴邏以絶吐蕃往來道。代宗然之。又表置靜辺・芳池・相興(27)王州都督・長史、永平・旭定・清寧・寧保・忠順・靜塞・万吉等七州都督府。【史料G】

と、朔方節度使であつた郭子儀が、將作少監の梁進用を押党項部落使に辟召し、同時に慶州刺史としたこと、さらに靜辺等の都督府関連の組織が設置されたことを記している。これらはみな党項の羈縻都督府に関わるものである。

上記史料Gによれば、郭子儀が慶州に押党項部落使を設置し、梁進用を辟召した動機は、党項に使者を派遣して唐側への帰属を誘う——「招慰」する(28)——とともに、党項が吐蕃と密かに通じないよう厳しく監視することであつた。そして少なくとも都督と長史が置かれた靜辺等の三つの都督府は、慶州に設置されたのである。(29)

黎虎氏が指摘するように、押蕃使は武官が帯びる場合が多い。しかし以上の検討からすれば、とくに唐中央派遣の押蕃使の根本的な役割は、軍事行動というよりは、羈縻州として編成された異民族部落が突厥や吐蕃といった外部勢力と連携しないよう監視・統括し、唐に帰属させておくことであつたといえる。

(二) 被任命者の差異

では、唐中央派遣の押蕃使は上述の吐谷渾可汗のそれとどのような違いがあつたのか。

表1 No.11の白知節は玄宗期に守靈州都督となり、同時に「檢校渾部落使」を兼領していた。これに関する史料は『全唐文』に掲載されるのみで、正確な時期はわからない。開元十六年(七二八)に朔方節度使が同じ檢校渾部落使を兼領しており(表1 No.12)、おそらくこれと近い時期のこととみられる。この使職は、吐谷渾部落を檢校する、つ

まり監督・監視する使職と思われる⁽³⁰⁾。すなわち、吐谷渾可汗は押蕃使を帯びて部落を統括できたが、それは檢校渾部落使すなわち靈州都督の監視のもとにあったことになる。これは唐中央派遣の押蕃使の場合にはみられない。

前掲史料Bと『旧唐書』吐谷渾伝をみれば、玄宗は慕容曦皓が可汗となる際に押蕃使を与えているが、正式な可汗の冊封は行っていないことに注意したい。則天武后期から玄宗期のはじめの間に可汗位にあったとみられる宣超は、『旧唐書』吐谷渾伝では聖曆三年(七〇〇)に可汗冊封が行われたことがわかる。彼の死去により、玄宗は従來の方針を転換し、唐からの可汗号授与を廃止したのである。吐谷渾の内地民化を進め、そして五原郡開国公や寧朔県開國伯という中国内地に関わる爵号を与え、押蕃使という使職につかせることで、部落を統括する権限を保証し、同時に唐の国家体制への組み込みをはかったと考えられる。

つまり玄宗は、吐谷渾の場合においては、押蕃使である可汗を介するかたちで檢校渾部落使である靈州都督に吐谷渾部落を管理させていたのであり、辺州都督が服属異民族を統括するというかたちは保たれていたのである。ただし、これは管見の限りでは吐谷渾のみにみられる事例であり、一般化はできないようである。

突厥国内の混乱によって、北方の諸民族が動揺し唐への來降が増加したという状況と、従來羈縻州統治の要であった都護府・辺州都督府の機能不全という状況とを背景に、玄宗は薛泰を押蕃落使に、楊執一を処置降戸使に任命し、羈縻州統治機能が低下した都護府・辺州都督府を補完させようとしたのである。また、靈州都督が檢校渾部落使という使職を帯びたことから、玄宗は都護府・辺州都督府を主体とする羈縻州経営から、使職を用いた羈縻州経営へと政策方針を転換しはじめたことがうかがえるのである。

三 節度使体制下の押蕃使

(一) 朔方節度使による押蕃使兼領

節度使が服属異民族関連の使職を兼領するのは、開元二年(七二四)に河西節度使(兼涼州都督)が督察九姓部落使を兼ねた楊執一の例が管見の限りもっとも早い(表1 No. 2)。押蕃使については、朔方節度使の押諸蕃部落使兼領が最初である(表1 No. 14)。朔方節度使は関内道一帯の広い地域を領し、北辺の防衛を担った。その領内には複数の都護府・都督府や軍・城と、それらが管理する羈縻州が含まれ、北辺の羈縻州統治の中心地であった。⁽³¹⁾

前述のように、朔方節度使は開元十六年(七二八)に従来靈州都督が帯びていた檢校渾部落使を兼領した(表1 No. 12)。このとき節度使であった信安王李禕は、靈州都督には任命されていなかったが、節度使の治所が靈州に置かれたために兼領したとみられる。そして同二十四年(七三六)、牛仙客のときにはじめて押諸蕃部落使を兼領した(表1 No. 14)⁽³²⁾。

押諸蕃部落使は、その名称から複数の異民族部落を担当するとみられ、また後述するように、下部組織が存在する。よって押諸蕃部落使は押蕃使の範疇には入るが、個別の異民族対象のものとは異なり、より統合的な性質をもつと考えられる。

節度使が押諸蕃部落使を兼領した理由について、李鴻賓氏は、『新唐書』方鎮表から、朔方節度使は開元十四年(七二六)に関内支度宮田使をはじめとして、つきつきと使職を兼領し、その権限強化がはかられたことを指摘する。

そして氏は、この流れのなかで押諸蕃部落使も兼領となつたとし、これによつて異民族部落を直接隸属させることが可能になつたことで、指揮系統が円滑になり、兵力・防衛に活用したと推測するが、これは概ね妥当であるう。⁽³³⁾

さらにこれを裏付ける例をあげれば、開元二十八年(七四〇)あるいは天宝三載(七四四)に慶州刺史による押党項使とみられる党項使の兼領(表1 No. 21)⁽³⁴⁾、天宝十載(七五一)に銀川郡(銀州)都督による押吐蕃党項使の兼領が確認できる(表1 No. 26)⁽³⁵⁾。いつから慶州や銀州に押蕃使が設置されたかは定かではないが、靈州以外に押蕃使が設置されていたことがわかる。前掲史料Gでは、朔方節度使であつた郭子儀が押党項部落使を辟召したが、郭子儀はこのとき押諸蕃部落使であつたはずであり、これから押諸蕃部落使は、適任者るときに応じて各民族の押蕃使として辟召できたことがわかる。つまり慶州・銀州の押蕃使は押諸蕃部落使の下部組織としての機能を有していたのであり、押諸蕃部落使を頂点とした管内各州の服属異民族統治系統の確立がはかられたのである。すなわち、朔方節度使の権力強化の流れのなかで開元二十四年(七三六)に押諸蕃部落使が設置されて節度使兼領となり、常置の職となつたのである。これは節度使の行政領域に沿つた辺境防衛・経営体制へと変貌したことを示すだろう。

なお、李鴻賓氏は、押諸蕃部落使の設置の理由については考察していない。ここでそのことを検証してみたい。注目されるのは、関内道において開元九年・十年(七二一・七二二)にいわゆる六胡州の反乱⁽³⁶⁾という鞏麋州民による反乱が起つたその事後処置についてである。反乱鎮圧後、六胡州は廃止され、その民は許・汝・唐・鄧・仙・予等の州へ移されたが、『唐大詔令集』卷二二八「遣牛仙客往関内諸州安輯六州胡敕」には、

如聞已有逃在関内諸州及先招携在靈慶州界者、宜委侍中牛仙客、於塩夏等州界内、選土地良沃之処、都置一州、

兼量戸多少置県。

とあり、また『旧唐書』卷九玄宗紀に、

(開元)二十六年(七三八)春正月乙亥、工部尚書牛仙客為侍中。……(九月)庚子、於旧六胡州地置宥州。

とあるように、彼らのはちに関内道諸州に逃げ帰つてきており、玄宗はこの状況に対して開元二十六年(七三八)

九月、牛仙客を派遣して関内道に宥州を設置し、彼らを安置した。

この命令を牛仙客がうけたのは、前述したように、彼はこのとき遥領であつたが朔方節度使であり、同時に押諸蕃部落使を帯びていたからであろう。

なお、表1 No.17の忠王李璵と牛仙客との関係について、牛仙客は正確には開元二十四年(七三六)の朔方節度使任命時より節度副大使の地位にあつた。⁽³⁷⁾開元二十六年(七三八)に李璵が朔方節度大使となつてゐるが、節度大使の地位は概ね親王がつき、遥領となつてゐた。開元二十四年(七三六)時点でも朔方節度大使は親王によつて遥領されてゐたとみられる。『唐会要』卷七八諸使中、親王遥領節度使の開元四年(七一六)条に「其在軍節度、即称節度副大使、知節度事。」とあることから、親王遥領節度使は名目に近いものであり、副大使であつた牛仙客が実質的な朔方節度使としての責任を負つてゐたと考えられる。朔方の押諸蕃部落使についてみれば、節度使と同様の措置がとられたのだろう。よつて宥州設置において李璵ではなく、牛仙客に命令が下つたとみられる。

以上の検討から押諸蕃部落使設置の理由は、おそらく、押諸蕃部落使が設置された開元二十四年(七三六)段階では、旧六胡州の民の関内道諸州への逃帰が顕在化しており、また多くの異民族が居住する関内道全体において、

羈縻州を統括する存在が必要とされたことが考えられる。

ここまでみてくると、唐中央派遣の人物に対する押蕃使任命と節度使の押蕃使兼領との時期が近く、両者とも開元年間（七一二―七四一）であることがわかる。これは玄宗期において羈縻州に対する統治を強化する政策がうちだされたことを示すと思われる。

（二） 安史の乱後の展開

安史の乱は、唐国内の混乱をもたらしただけではなく、対外的な影響力をも弱体化させ、ウイグル・吐蕃の台頭を許した。乱以後の東アジアの外交関係は、唐・ウイグル・吐蕃の三国を軸に展開することになった。⁽³⁸⁾ 同時に、羈縻州に対する統制もさらに弛緩し、この地帯の異民族は独立性を増した。例えば東北の奚・契丹は、唐へ朝貢する一方でウイグルに従い、⁽³⁹⁾ 羈縻州に編成されていた党項の一部が吐蕃と結んで反乱を起こすなどの動きがみられる。⁽⁴⁰⁾ 安史の乱を契機とした唐の国力の低下、ウイグル・吐蕃の台頭は、唐の羈縻州経営の縮小・弱体化をもたらしたのである。

表2において、三国鼎立期にあたるNo.1からNo.9までをみれば、ウイグルの国家が滅亡（八四〇）する約二十年前までには、東北から西南にかけて唐領域を取り囲むように押蕃使が設置されたことがわかる。羈縻州経営の意義は兵力源・防衛地帯の形成と維持にあるのだから、押蕃使の各辺境地への設置は、唐が押蕃使による羈縻州経営の体制を整え、ウイグル・吐蕃への防衛体制を整備したことを意味するだろう。

ではどのように押蕃使が設置されていたのか。押蕃使について言及の多い幽州・平盧藩鎮については、朝貢の管理や異民族の状況の報告・陳情の受け付けを行ったことが指摘されている。⁽⁴¹⁾ここではとくに、三国鼎立期を中心に対ウイグル・吐蕃の要衝であった朔方方面と劍南方面での設置状況をみたい。

まず、朔方節度使の管轄領域は安史の乱直前から細分化されはじめ、乾元元年（七五八）に振武節度使、貞元三年（七八七）に夏州（夏綏銀）節度使が分割設置されると、これらは同時に押蕃落使を兼領した（表2 No. 2・6）。また、貞元十二年（七九六）に、朔方節度使と振武節度使の領域を割いて天徳軍都団練防禦使が設置され、少なくとも元和九年（八一四）の時点では押蕃落使を兼領した（表2 No. 8）。すなわち、藩鎮の増加にともなう押蕃使も増設されたのである。これらの藩鎮は、北辺地帯の戦略的重要地点に位置し、多くの羈縻州をその管内に含んでいた。唐は監視と軍事面における有効利用という点から、各藩鎮に対し、押蕃使を設置して自己管内の羈縻州を統治させたと考えられる。

さらに、押蕃使設置の細分化は、元和（八〇六―八二〇）・長慶年間（八二一―八二四）から州単位にまで及んだ。領内に党項や吐谷渾などが多く存在した夏綏銀藩鎮は、⁽⁴²⁾節度使治州は夏州であり、时期的に異同はあるが、概ね綏州・銀州・宥州を領した。夏綏銀藩鎮内においては、貞元三年（七八七）から節度使である夏州刺史が押蕃落使を兼領し、⁽⁴³⁾大中年間（八四七―八六〇）に宥州刺史が押蕃落副使、⁽⁴⁴⁾長慶元年（八二二）頃から銀州刺史が本州押蕃落使、⁽⁴⁵⁾貞元（七八五―八〇五）の初頭に綏州別駕が本州（押）蕃落副使を兼領している。⁽⁴⁶⁾

注目されるのは銀州の本州押蕃落使と綏州の本州（押）蕃落副使である。後者については別駕が副使であること

から、刺史が本州（押）蕃落使を帯びていたと推測できる。これらの押蕃使は「本州」とあることから一州を管轄範囲としたと考えられる。既にふれたように、天宝十載（七五二）に銀川郡（銀州）都督府では「押吐蕃党項使」が設置されていたが（表1 No.26）、これは朔方節度使の押諸蕃部落使の下部組織としての設置だった。しかし、夏綏銀藩鎮設置の後では、少なくとも銀州では長慶元年（八二二）、綏州では貞元（七八五〜八〇五）の初頭において、刺史が本州押蕃落使、別駕がその副使を帯びるかたちで、州単位の独立した押蕃使機構が設置されたことがわかる。すなわち、夏綏銀藩鎮内での押蕃使機構は、節度使兼領の押蕃使が、夏州・宥州を管轄し、銀州・綏州ではまた別個に押蕃使が設置されたのである。宥州では押蕃落副使が配されたが、当時この地域の主要統治対象は党項であり、宥州は党項を安置するために元和九年（八一四）に復置された経緯から、⁽⁴⁷⁾節度使兼領の押蕃使が副使を配するかたちで直轄統治を行ったのだろう。このような州単位の押蕃使設置の例は、振武藩鎮内でも元和年間（八〇六〜八二〇）から、勝州刺史が本州押蕃落使を兼ねたことが確認できる。⁽⁴⁸⁾銀州・綏州・勝州は、羈糜州統治において重要地だったため、一州単位での統治権限が必要だったと考えられる。

次に、劍南西川節度使では、貞元年間（七八五〜八〇五）に統押近界羌（諸）蛮及西山八国使が設置された（表2 No.7）。劍南節度使自体は安史の乱前に既に設置されており、至徳二載（七五七）に東西二つに分割された。しかし、そのとき劍南西川節度使には押蕃使が設置されることはなく、韋臯（任期貞元元年（七八五）〜永貞元年（八〇五））のときにはじめて設置されたのである。

韋臯は、吐蕃勢力切り崩しのために、南詔と近辺の異民族を誘い、貞元九年（七九三）五月に南詔を、七月に東

女国をはじめ西山八国を唐へ帰属させることに成功した。⁽⁴⁹⁾この状況をうけて、『旧唐書』卷一九七東女国伝に、

其年（貞元九年（七九三））、西山松州生羌等二万余戸、相繼内附。……（湯）立悉等並赴明年元会訖、錫以金

帛、各遣還。尋詔加韋臯統押近界羌蛮及西山八国使。其部落代襲刺史等官、然亦潜通吐蕃、故謂之両面羌。

とあるように、西山松州の生羌など二万余戸の来降もあり、このとき西山八国や羌などの部落はそれぞれ羈縻州に編成され、国王や首長は刺史などに任命された。そしてこれをうけて、翌年正月、詔を下して韋臯を統押近界羌（諸）蛮及西山八国使に任命した。つまり、新たな羈縻州の増加によって押蕃使が設置されたのである。これらの異民族は「両面羌」とあるように、密かに吐蕃とも通じたので、唐は監視の任を韋臯に担わせたのであろう。

以上、朔方・劍南方面の藩鎮への押蕃使設置の状況を概観した。これらから、唐は必ずしも辺境藩鎮設置と同時に機械的に押蕃使を増置していったのではなく、順次各地に必要なに応じて設置していったことがわかる。⁽⁵⁰⁾そしてその設置の方式も、各地によって多様な形態をとり、その地域の状況に沿ったかたちで行われていた。すなわち、押蕃使は安史の乱後、藩鎮に設置されたのちも、実質的に機能していたことがうかがえるのである。

結びにかえて

羈縻州体制の崩壊によって、唐は都護府・辺州都督府を中心とする羈縻州統治の方法を転換せざるをえなかった。則天武后期では、都護府の機能不全から在地諸州による統治が行われ、そして玄宗期に入ると、使職を用いた統治が行われるようになったのである。本稿で問題とした押蕃使はまさにこのような転換期の羈縻州統治の使職であつ

た。

ところで、李肇撰『唐国史補』巻下に、開元（七二三―七四二）以後に使職が重視され、かつその種類も増加したことを述べ、外任として節度使・觀察使・防禦使・経略使など二十数種の使職をあげるが、そのなかに押蕃使も含まれる。押蕃使は辺境にのみ存在し、異民族を専門に扱う点で他の使職とは異なる。しかしながら、職務はそのようであつても、それが使職のひとつであることは否定できないのであり、この点に玄宗期以降の使職を中心とした国家体制への転換とは、実は異民族政策をも包括するものだったことが示されている。

押蕃使は当初、服属異民族の首長が任命され、彼らが率いる部落を統治し、唐へ忠誠をつくさせることを目的として設置された。しかし、開元四年（七一六）の默啜可汗の死去による突厥国内の動揺を契機に、唐中央からの派遣人事が行われ、羈縻州に対して中央から監視・統治し、外部勢力との連携を防ぐ羈縻州統治の使職へと変化したのである。

まもなく節度使の行政領域に沿った辺境防衛体制が整備されるに従つて、押蕃使は節度使の兼領となつていった。安史の乱以前においては、朔方節度使は押諸蕃部落使を兼領し、またその下部組織の充実はかられ、その管内において節度使兼領の押蕃使を頂点とする羈縻州の統治系統が組み立てられた。そして安史の乱後には、吐蕃・ウイグルの台頭に対し、服属異民族関連の使職のなから、とくに押蕃使が順次各辺境藩鎮に設置されていった。このような押蕃使の各辺境への展開は、表1であげた督察九姓部落使等の他の服属異民族関連の使職とは一線を画す措置である。こうして藩鎮への押蕃使設置が東南沿海方面を除く辺境地域に展開し、押蕃使による羈縻州経営の体制

が整ったのである。

表1・2にあげた押蕃使の名称をみれば、部落や民族名を含み、その対象は異民族の部落や民族・国であることから、唐は伝統的な羈縻州を前提に、押蕃使を用いて部落や国などの異民族固有の形態で服属異民族を把握・統治しようとしたことがうかがえるのである。例えば押新羅渤海両蕃使(表2 No.3)は新羅と渤海の両国を対象とするが、新羅に鶏林州、渤海に忽汗州という羈縻州を設置しながら、押蕃使の名称では国名が用いられている。

突厥や吐蕃といった外部勢力が台頭して唐の羈縻州を蚕食し、またこれによって、とくに広範囲にわたる羈縻州統治体制の要であった都護府が徐々に内地近辺へ移動・撤廃されるという状況となり、それらに統治されていた羈縻州もまた、移動・撤廃されることとなつて、唐が羈縻州として管理可能な地域は縮小した。唐との関係がそれぞれに異なつていた羈縻州は、唐から距離的に遠く、また関係の浅いものから順に唐の支配下より離脱していったのである。この状況に対し、唐は外部勢力に対する最後の防衛地帯を維持するため、とくに自らの影響を実質的に及ぼすことが可能な内地近辺の羈縻州に対する管理・支配を徹底する方針へと切り替えねばならなかった。そしてその政策の要となつたのが押蕃使であつたといえよう。

唐の羈縻州設置は、周辺諸民族を含む広汎な領域統治という支配理念を体现する政策であつた。押蕃使が登場し、内地近辺の羈縻州を主体とした統治体制へ変化化したことは、一見唐が周辺異民族に対する領域的な支配をあきらめ、冊封や朝貢関係といったより名分的要素が強い関係での妥協を示したかみえる。しかし、押蕃使が担つた役割からは、積極的に羈縻州を繋ぎとめて統治しようとする唐の意図がうかがわれるのであり、唐は支配領域を縮小させ

て管理可能な地域を限定し、それ以外は名分的關係で繋ぎとめておくことで、従来の支配理念をある程度保有しつつ、現実的に対応できる体制へと変化させたとみることができるのである。

註

(1) 菊池英夫「総説―研究史的回顧と展望―」(『隋唐帝国と東アジア世界』汲古書院、一九七九年)、栗原益男「七、八世紀の東アジア世界」(同前)、堀敏一「律令制と東アジア世界―私の中国史学(二)―」(汲古書院、一九九四年)、同「中華世界」(同著『東アジアの中の古代日本』研文出版、一九九八年)。

(2) 張国剛氏は、唐に対する各羈縻州の隸屬に差異を認め、その度合いを三段階に分ける(張国剛「唐代的蕃部与蕃兵」、同著『唐代政治制度研究論集』文津出版社、一九九四年、九五―九六頁)。また、各羈縻州の位置や勢力の差異に関して、章羣氏・石見清裕氏は、内地に設置された羈縻州と外地のそれとは唐の扱いに差異があることを指摘する(章羣「羈縻州府与辺族安置」、同著『唐代蕃将研究』聯経出版事業公司、一九八六年、一三四―一四二頁、及び石見清裕「唐の内附異民族対象規定」、同著『唐の北方問題と国際秩序』汲古書院、一九九八年)。

(3) 康楽「辺防軍隊」(同著『唐代前期の辺防』国立台湾大学文史叢刊、一九七九年)、張国剛前掲註(2)論文。

また石見清裕氏は、中国王朝が辺境地域を服屬異民族で満たした「ベルト状地帯」という防衛地帯を形成・経営したことを指摘する。石見清裕「唐代外国貿易・在留外国人をめぐる諸問題」(前掲『唐の北方問題と国際秩序』五二二―五二六頁、及び同「ラティモアの辺境論と漢唐間の中国北辺」(『東アジア史における国家と地域』刀水書房、一九九九年)参照。

(4) 「羈縻州体制の崩壊」とは、堀氏の表現であり、異民族の居住地に州県制を広汎に及ぼし、支配していた状態が破綻したことを指す。また、日野開三郎氏はこれを「羈縻政策破綻」と呼ぶが、堀氏によれば「羈縻政策」は対異民族政策全般を示す広い概念であり、羈縻州設置はそのうちのひとつの方法であるので、本稿では羈縻州に対する政策としてより厳密に用いるため、堀氏の表現を採用する。日野開三郎「支那中世の軍閥」(『日野開三郎東洋史学論集』

第一卷、三一書房、一九八〇年）二七―三八頁、及び堀敏一前掲註（一）『律令制と東アジア世界―私の中国史学（二）』参照。なお同「中華世界」七一頁では「羈縻州制度の崩壊」と呼ぶ。

(5) 本稿では、節度使や経略使等の軍事使職を主体とする辺境経営体制を指す。

(6) 押蕃使に関する研究は専論が少なく、ひとつの制度として全体的に扱うものは、管見の限り張国剛氏（前掲註（2）論文、一〇四―一〇五頁）と黎虎氏（同著『漢唐外交制度史』蘭州大学出版社、一九九八年、五〇八―五一六頁）以外にない。特定地域の押蕃使に関する考察の例として、孫慧慶「唐代平盧節度使南遷之後項議」（『北方文物』一九九二年第四期）では、押新羅渤海兩蕃使について、その名称から新羅・渤海兩國に関する事務を取り扱う職とみなし、朝貢・交易路の確保や唐との隷属関係の保持などの役割を担ったと分析する。ただし辺境の広範囲に展開した制度としての押蕃使という視点はない。

(7) 張国剛前掲註（2）論文、一〇四―一〇五頁。

(8) 黎虎前掲註（6）書、五〇八―五一六頁。黎虎氏は安撫河東関内隴右諸蕃使（表1 No.5）や押両蕃渤海黒水四府経略（処置）使（同No.18等）、管内諸蕃使（同No.8）など

も押蕃使に含めるが、これらは安撫使や経略使など系統の異なる職と思われる。なお、押両蕃渤海黒水四府経略（処置）使と管内諸蕃使については、日野開三郎「玄宗の平盧軍節度使育成と小高句麗国」（『日野開三郎東洋史学論集』第八卷、三一書房、一九八四年）二三六―二三八頁参照。

(9) 中国・台湾における研究では、羈縻州の経営においては安史の乱後も都護府・辺州都督府・節度使の三級管理体制であったが、節度使がもつとも強力で、都護府・都督府はこれに隷属したとみなすのが一般的である（例えば、馬施「試論唐代蕃州的管理体制」『第三届中国唐代文化學術研討會論文集』中国唐代学会、一九九七年）。また、羈縻州に関する主要な研究については、片山章雄「羈縻州」（『アジアの歴史』南雲堂、一九九二年）、堀敏一前掲註（1）「中華世界」及び石見清裕前掲註（3）「唐代外国貿易・在留外国人をめぐる諸問題」にまとめられているほか、近年では馬施「試論唐代蕃州的管理体制」（前掲）、劉統「唐代羈縻府州研究」（西北大学出版社、一九九八年）、高明士「隋唐天下秩序与羈縻府州制度」（『中華民国史專題論文集（第五屆討論會）』国史館、二〇〇〇年）などの研究がある。ただし、これらの研究では、羈縻州統治の主体としてはいま述べたように節度使が注目され、本稿で検討す

る押蕃使については名称が挙げられるのみで考察はされていない。

- (10) 吐谷渾慕容氏の墓誌については、張維編『隴右金石録』にみられるほか、一九四〇年代から甘肅省武威県で諸葛鉢の一族の墓誌が出土し、両『唐書』をはじめ各史料の不足を補う新たな情報もたらされている。これについては、夏竦『武威唐代吐谷渾慕容氏墓誌』（『歴史語言研究所集刊』第二〇上、一九四七年）、党寿山『武威県南山青咀喇嘛湾又發現慕容氏墓誌』（『文物』一九六五年第九期）、寧篤学『甘肅武威南宮發現大唐武氏墓誌』（『考古与文物』一九八一年第二期）、鐘侃『唐代慕容誌淺釈』（『考古与文物』一九八三年第二期）、周偉洲編『吐谷渾資料輯録』（青海人民出版社、一九九二年）等参照。
- (11) 「慕容明墓誌」（『隋唐五代墓誌匯編』北京卷第一冊、天津古籍出版社、一九九一年、一七五頁。また『隴右金石録』卷二、周紹良主編『唐代墓誌彙編』上海古籍出版社、一九九二年、開元四七八、一四八五頁）。
- (12) 『旧唐書』卷一九八吐谷渾伝及び『新唐書』卷二二一上吐谷渾伝。
- (13) 「慕容曦皓墓誌」（前掲『隋唐五代墓誌匯編』陝西卷第四冊、三七頁、また周紹良・趙超主編『唐代墓誌彙編統集』

上海古籍出版社、二〇〇一年、大曆〇〇八、六九七頁）。

(14) 夏竦前掲註(10) 論文に収録。

(15) 夏竦前掲註(10) 論文三二二頁。周偉洲前掲註(10) 書では曦光と曦皓を同一人物とするが、墓誌の内容から別人であると判断できる。

(16) 「大唐故武氏墓誌之銘」（寧篤学前掲註(10) 論文に収録）。

(17) ほぼ同内容の記事は『通典』卷一九九辺防十五北狄突厥下にもみられる。またこのときの状況については、伊瀬仙太郎著『中国西域経営史研究』（巖南堂書店、一九五五年）、二二一〜三三九頁及び五四〇〜五四一頁、また、内藤みどり『濠池都護府とその都督府』（同著『西突厥史の研究』早稲田大学出版部、一九八八年）参照。

(18) 奚・契丹内附の年は『旧唐書』卷一九九下契丹伝では開元三年（七一五）とするが、『新唐書』卷五玄宗紀、『資治通鑑』卷二二一、『冊府元龜』卷九六四外臣部封冊二では開元四年（七一六）とする。田村実造氏は『旧唐書』契丹伝の誤りを指摘し、開元四年（七一六）が正しいとする（田村実造『唐代に於ける契丹族の研究』特に開国伝説の成立と八部組織に就いて）『滿蒙史論叢』一、一九三八年、二九〜三〇頁）。さらに、『旧唐書』卷一九九下契丹伝

では「又以將軍薛泰督軍以鎮撫之。明年失活入朝、封宗室外甥女楊氏為永樂公主以妻之。」と、薛泰の押蕃落使任命は永樂公主降嫁の前年であった。公主降嫁は『新唐書』卷一四四契丹伝、『通典』卷二〇〇、『唐會要』卷九六では開元五年（七一七）であり、この年で間違いない。とすれば、薛泰の押蕃落使任命は開元四年（七一六）ということになる。

(19) 『旧唐書』卷一九九下奚国伝。

(20) 『旧唐書』卷三九地理志。また營州都督府の変遷及び契丹の動靜については、田村実造前掲註(18)論文参照。

(21) 『旧唐書』卷三九地理志のみ開元四年（七一六）とするが、『同』卷八玄宗紀上、及び卷一八五下宋慶礼伝、『新唐書』卷三九地理志、『唐會要』卷七三、『資治通鑑』卷二七はすべて開元五年（七一七）とする。『冊府元龜』卷九二外臣部備禦五では營州都督府復置の詔を開元五年（七一七）に掲載している。以上から、柳城への復置は開元五年（七一七）と判断した。

(22) 『旧唐書』卷一九九下鞞鞞伝には、

開元十三年（七二五）、安東都護薛泰請於黑水鞞鞞内置黑水軍。統更以最大部落為黑水府、仍以其首領為都督、諸部刺史隸屬焉。中国置長史、就其部落監領之。

と、黒水鞞鞞に設置した軍及び鞞鞞都督府・州について中国の長史がその地で管理・監督を行ったことが記されている。このことから、營州都督府が幽州管内にあった当時においては、押蕃落使となった薛泰もまた奚・契丹の居住地へ赴いたと考えられる。

(23) 『資治通鑑』卷二二開元八年（七二〇）末尾条。

(24) 石見清裕「唐の突厥遺民に対する措置」（前掲『唐の北方問題と国際秩序』）一三二―一三五頁。

(25) 『新唐書』卷六七方鎮表は、景雲元年（七一〇）に河西節度使が督察九姓部落使を兼領したとするが、当時節度使の賀拔延嗣に兼領の記録はみえず、『唐會要』卷七八諸使中、河西節度使条に「至開元二年（七一四）四月、除陽執一、又兼赤水九姓本道支度營田等使。」と、楊執一にはじめて記録があることから、督察九姓部落使設置は開元二年（七一四）と判断した。

(26) ここでは「押蕃使」とあるが、本文史料Eでは「押蕃落使」とあり、また実際の名称に「押蕃使」とするものはみえない。正しくは「押蕃落使」とすべきであろう。

(27) 「王」は文意から「三」の誤りであろう。

(28) 石見氏によれば、「招慰」という行為は、ある地域・集団・組織等を招き寄せて自己の支配下に組み込むこ

とを指し、国家の政策として行われる行為である（前掲註（3）「唐代外国貿易・在留外国人をめぐる諸問題」、五一六―五二七頁）。

(29) 静辺等の都督府は、のち管轄が慶州から靈州等へ移るが、これに関しては、岩崎力「隋唐代のタングートについて―西夏建国前史の再検討（一）」（『アジア史における法と国家』中央大学出版部、二〇〇〇年）一一五―一二七頁参照。

(30) 「檢校渾部落使」に関して、陳国燦氏は檢校官とみなし、押渾部落使の「押」字の落ちたものとし、靈州都督が押渾部落使を帯びていたと述べる（『全唐文職官叢考』武漢大学出版社、一九九七年、四四―四五頁）。しかし、『旧唐書』卷一九四上突厥伝では「時有阿史德元珍、在单于檢校降戸部落、嘗坐事为单于长史王本立所拘繫、会骨咄禄入寇、元珍請依旧檢校部落」とあり、檢校を監督・監視するという動詞で用いる例がある。さらに『新唐書』方鎮表では開元十六年（七二八）に「朔方節度使兼檢校渾部落使」とあるので、本稿では陳国燦氏の説はとらない。

(31) 李鴻賓「朔方軍節度使的確立的極盛」（同著『唐朝朔方軍研究』吉林人民出版社、二〇〇〇年）。

(32) 『新唐書』卷六四方鎮表では、開元二十年（七三二）

に押諸蕃部落使の兼領を記す。『唐会要』卷七八諸使中、朔方節度使条に、「（開元）二十年（七三二）四月、除牛仙客、又加押諸蕃部落使。」とあり、牛仙客の朔方節度使任命時にはじめて設置されたことがわかる。方鎮表はこれを採用し、開元二十年（七三二）に繫年したものと思われる。しかし、両『唐書』の伝などでは、牛仙客は二十年（七三二）には河西節度使に任命されており、朔方節度使任命は二十四年（七三六）と記されている。これから、牛仙客の朔方節度使及び押諸蕃部落使の任命は二十四年（七三六）とするべきだろう。

(33) 李鴻賓前掲註（31）「朔方軍節度使的確立的極盛」、一一五―一二七頁。

(34) 『嘉泰吳興志』卷十四郡守題名の吳従衆の条では、開元二十八年（七四〇）、自蕪州刺史授遷密州刺史充党項使。統記云、天宝三年（七四四）、自鄭州刺史授遷安化郡太守。即密州刺史也。

と、開元二十八年（七四〇）に密州刺史が「党項使」を兼ねたとある。しかし本文中の左文質「吳興統記」では「天宝三年（七四四）」及び「安化郡太守」とある。慶州は天宝元載（七四二）に安化郡に改名したので、吳従衆は密州刺史ではなく慶州刺史に任命されたとみられ、開元二十八

年(七四〇)あるいは天宝三載(七四四)に、慶州に「党項使」、おそらく押党項(部落)使が設置されていたことがわかる。

(35) 「臧懷亮与妻合符墓誌」(前掲『隋唐五代墓誌匯編』陝西卷第四冊、一五頁)。

(36) 六胡州の反乱、その後の処置については、小野川秀美「河曲六胡州の沿革」(『東亞人文学報』一―四、一九四二年)、劉統「六胡州の沿革与変遷」(前掲註(9))『唐代羈縻府州研究』等参照。

(37) 『文苑英華』卷三九九「授牛仙客殿中監制」。

(38) 妹尾達彦「中華の分裂と再生」(『岩波講座世界歴史』第九卷、岩波書店、一九九九年)五七頁。

(39) 『新唐書』卷二一九契丹伝に「至徳・宝応時再朝献……然天子悉其外附回鶻、不復官爵渠長。」とある。

(40) 『新唐書』卷二二上党項伝では「大曆(七六六―七七九)末、野利禿羅都与吐蕃叛……」とあり、また『旧唐書』卷一九八党項羌伝では「自至徳(七五六―七五八)已後、常為吐蕃所誘、密以官告授之、使為偵道、故時或侵叛、尋亦底寧。」とある。

(41) 孫慧慶前掲註(6)論文、黎虎前掲註(6)書、五〇八―五二六頁、孟広耀「回紇羈縻属下的奚族」(同著「北方

民族史研究(二)」中州古籍出版社、一九九四年)。

(42) 『新唐書』卷四三下地理七下羈縻州、関内道。

(43) 『新唐書』卷六四方鎮表の貞元三年(七八七)条に押蕃落使設置の記事が見えるほか、韓潭(『冊府元龜』卷一七六帝王部姑息一、貞元十二年(七九六)正月条)、韓全義(『冊府元龜』卷一九帝王部選將一、貞元十六年(八〇〇)二月条)、李寶(『冊府元龜』卷一七七帝王部姑息一、大和二年(八二八)九月条)、鄭助(『旧唐書』卷一八下宣宗紀、大中八年(八五四)八月条)の例がある。

(44) 田克(『樊川文集』(上海古籍一九七八年版)卷一八「田克加檢校国子祭酒依前宥州刺史制」)の例があり、起草年代より大中年間(八四七―八六〇)と考えられる。

(45) 王元琬(『元稹集』(中華書局一九八二年版)卷四八制誥、「王元琬銀州刺史」)が起草年代より長慶元年(八二二)頃に任命されているのがわかるほか、何清朝(『旧唐書』卷一八上武宗紀、会昌三年(八四三)春正月条)、傅孟恭(前掲『樊川文集』卷一八「傅孟恭除威州刺史宣敏加祭酒兼侍御史依前宣歙道兵馬使知防秋事等制」)の例がある。

(46) 貞元六年(七九〇)に死去した馮承宗(『馮承宗墓誌』前掲『隋唐五代墓誌匯編』陝西卷第四冊、五二頁)の例がある。また碑文には「本州団練蕃落等副使」とあり、銀州

の例と比較すれば「押」字が脱落したと思われる。

(47) 『新唐書』卷二二一上党項伝。

(48) 契苾瀦(「契苾通墓誌」前掲「隋唐五代墓誌匯編」陝西卷第四冊、一三七頁)と李誠元(前掲「樊川文集」卷一八「李誠元除朔州刺史制」)の例がある。

(49) 『資治通鑑』卷三三四貞元九年(七九三)五月丙午条及び同秋七月条。

(50) これを裏付ける例として、定辺軍節度使における押蕃使設置(表2 No.13)の事件があげられる。『新唐書』卷六十七方鎮表によれば、この藩鎮は咸通八年(八六七)、劍南西川節度使の辺境部分の七州を割くかたちで設置された(『資治通鑑』では咸通九年(八六八)夏六月とする)。そして『資治通鑑』卷二五一咸通九年(八六八)九月戊戌条に、

九月戊戌、以山南東道節度使盧耽為西川節度使、以有定辺軍之故、不領統押諸蠻安撫等使。

とあるように、定辺軍節度使が押蕃使を兼領したために、劍南西川節度使では兼領されなくなった。その後咸通十一

年(八七〇)に定辺軍節度使が廃されると、劍南西川節度使は押蕃使を再び兼領したことが方鎮表からわかる。このことは、唐が押蕃使をより服属異民族の統治に適した場所に設置し、みだりに増置したのではなかったことを示すだろう。

(51) 劉統前掲註(9)『唐代羈縻府州研究』。

〔補註〕本稿最終稿脱稿後に、黎虎氏が「唐代的押蕃使」(『文史』二〇〇二年第二輯)を発表されていたことに気付いた。氏は本稿註(6)書において、押蕃使の設置初年を薛泰が任命された開元四年(七一六)としていたところを、慕容明の墓誌銘より神龍二年(七〇六)ないし景雲二年(七一)と改め、また押蕃使の職掌に羈縻州の管理を新たに加えるなど、本稿で指摘した点を改められている。しかし本稿の視点は、押蕃使の設置の変化とその意義を考察することにあり、その点は氏の研究では必ずしも重視されていないとはいえない。ただし、押蕃使理解のためにはぜひこちらも参照されたい。